

清瀬けやきホールの催し物

- ①ボニージャックスと歌おう！
歌のひろば
男声ボーカルグループの草分け的存在、ボニージャックスのコンサート。懐かしの名曲を全員で合唱するリクエストコーナーもあります。
日時 4月23日(土)午後2時～(開場は午後1時30分)
費用 一般2,800円・友の会2,500円・当日3,000円(全席指定・未就学児入場不可)
- ②そうだじゅげむきこう
和室で楽しむ落語会。いす席もあります。
日時 3月6日(日)午後2時～(開場は午後1時30分)
出演 柳家緑太・柳亭市童
費用 一般1,000円・小学生500円(全席自由)
- ③講座「ベビーのためのオイルマッサージ教室」
オイルを使った赤ちゃんへのマッサージ。
対象 2か月～ハイハイ前までの赤ちゃんとその親。先着10組
日時 3月15日(火)午前10時30分～正午
講師 ベビーマッサージセラピスト 小宮しのぶ氏
費用 1,500円
持ち物 バスタオル・タオル・赤ちゃんの飲み物
- ④講座「おけいこアロマ 季節の変わり目のスキンケア」
手浴とクレイパックの体験。1回分のお土産付き。先着12人。
日時 3月29日(火)午後2時～3時30分
講師 西脇直子氏
費用 1,500円

- ⑤椿太陽の恋するヴァイオリン
けやきホールから音楽のプレゼント。どなたでも楽しめます。先着30人。
日時 5月21日(土)午後1時～2時
出演 椿太陽(ヴァイオリン)
費用 一般1,200円・友の会1,000円・小学生500円・未就学児無料(全席自由・ワンドリンク付き)
- ⑥歌って健康！ 歌声サロン
懐かしい名曲の数々を、プロによる生演奏に合わせて歌ってみませんか。
日時 3月2日・16日の水曜日、いずれも午後2時～4時
費用 1,000円(全席自由)
申込み・問合せ ①から⑤は直接または電話で清瀬けやきホール ☎ 493・4011 へ、⑥は直接会場へ

コミュニティプラザひまわりの催し物

- ①ひまわりクラフト倶楽部
「桜の花のスノードーム」を作成します。先着10人。
日時 3月13日(日)午前10時～午後1時
費用 700円(材料費込み)
持ち物 作品持ち帰り用の袋・手拭き用タオル
- ②世界の料理を造ろう(中国編)
「ちまき」のルーツ、上海チマキをご紹介します。先着24人。
日時 3月24日(木)午前10時～午後1時
費用 1,500円(材料費込み)
※保育あり。
- ③親子クッキング
ライスコロッケ・オニオンスープを作ります。子どもが初めて作る、優しい、おいしいメニューです。

- 対象 4歳～12歳の子どもとその親。先着12組
日時 3月13日(日)午前10時～午後1時
費用 1組につき2,000円(材料費込み)
- ④童謡唱歌のジャズコンサート
ジャズ奏者による童謡・唱歌をジャズ風にアレンジ。先着40人。
日時 3月21日(月)午後2時～4時
費用 1,500円(中学生以下は500円)
- ⑤清瀬きもの部
ビギナー向け。普段着物の着付けを指導します。先着5人。
日時 3月～6月の毎月第2日曜日(全4回)
費用 1,200円
持ち物 着物一式・半幅帯
申込み・問合せ いずれも直接または電話でコミュニティプラザひまわり ☎ 495・5100 へ
- ◆無料パソコン教室(Windows10)
対象 パソコン・Windows10が初めてまたは初級の方(シニア大歓迎)。各月先着10人
日時 3月コース＝5日～26日の土曜日、4月コース＝2日～23日の土曜日。いずれも午前10時～正午(各月全4回)
- ◆無料タブレット教室(iPad)
対象 タブレットが初めてまたは初級の方(シニア大歓迎)。各月先着10人
日時 3月17日(木)・4月21日(木)午前10時～正午
※ヨガ・健康麻雀などの無料体験(要予約)も行っています。
申込み・問合せ 直接または電話で友遊(NPO法人情報労連東京福祉センター) ☎ 497・8500 へ

多摩六都科学館の催し物

- ◆たまろくと市民感謝デー
昨年の様子
今年も日ごろの感謝をこめて、年に1度のお祭りを開催。地域を代表するご当地グルメやイベントが盛りだくさんです。
主な内容
○たまろくとご当地グルメフェスティバル
多摩六都地域の自慢のおいしい食べ物やお土産が大集合！
○ロクトステージ
ご当地ヒーローショーや元素ビンゴ大会などを開催。
○ラボまつり
展示室にある4つの「ラボ」をすべてオープンします。
日時 3月6日(日)午前9時30分～午後5時
費用 無料(清瀬市他圏域5市に在住・在勤・在学の方のみ。身分証明書をご提示ください。プラネタリウム・大型映像は別途料金が必要です)
※清瀬駅北口(下図参照)より無料シャトルバスを運行。
問合せ 多摩六都科学館 ☎ 042・469・6100

シャトルバス時刻表	
バス停留位置	8:45
北口	9:50
アミュービル	10:50
清瀬駅	12:45
	14:00

消費生活相談の現場から

<事例1>

借り主には借りていた物件の原状回復義務があると聞きました。借り主の費用で入居時と同じ状態に戻すということですか？

<アドバイス>

原状回復とは、借り主の故意・過失や通常の使用方法に反する使用など、借り主の責任によって生じた住宅の損耗や傷などを復旧することです。その場合の費用は借り主が負担しますが、経年劣化や通常の使用による損耗については貸し主が復旧費用を負担するのが原則です。

例えば、貸し主の負担となるのは家具の設置によるカーペットのへこみ・日照などによる畳やクロスの変色などです。逆に、借り主の負担となるのは、たばこによる畳の焼け焦げ・借り主が結露を放置したために拡大したカビなどです。

<事例2>

3年間住んだアパートを退去することになり契約書を確認したところ、特約事項として「原状回復は借り主負担とする」と書いてあることに気がきました。この特約は有効でしょうか。

賃貸住宅トラブル～退去に備えて知っておくこと～



<アドバイス>

契約内容は原則として当事者間で自由に決めることができます。特約も同様です。

しかし、すべての特約が認められるわけではなく、特約が有効となるには①特約の必要性があること②借り主が通常の状態回復義務を超えた義務を負うことを認識していること③借り主が特約の内容を負担すると意思表示していること、が必要であるとされています。つまり、契約の際に本来は通常損耗は貸し主の負担であり、借り主が負担することは通常義務を超えていることを借り主が理解したうえで、支払う意思を示していることが必要です。この要件を満たしていない場合は、特約が無効となることがあります。詳しくは下記へご相談ください。

問合せ 消費生活センター ☎ 495・6212(相談専用)

地域のキズナ

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から間もなく5年となります。

その間、国の防災関係の各種法令や計画が大きく見直されました。これを受けて東京都は、大規模な自然災害発生時に「都民一人一人が相互に助け合い、適切な行動を取ることができる社会」「市民・地域・企業及び行政が円滑に連携し、命を守る災害対応体制が構築されている社会」が実現できるよう、さまざまな取り組みを進めています。昨年9月、都内全世帯に無償配布された冊子「東京防災」は、その取り組みの一環です。

国や都の動きに合わせて、清瀬市でも防災に対するさまざまな取り組みを進めてきました。平成26年に、災害対応に関する総合的かつ基本的な計画である「清瀬市地域防災計画」を大きく見直したのをはじめ、市民の皆さん向けに情報をまとめた「清瀬市防災マップ」の作成・配布、防災の視点から地域のつながりを作るための「自主防災組織の結成・補助金交付制度」の創設、課題やテーマを設けて

東日本大震災から5年

実施する清瀬市総合防災訓練などです。また、清瀬消防署でも、町会・自治会単位、ご家族・ご近所同士で消火訓練などをする「まちかど防災訓練」を推進しています。

「5年」はひとつの節目として捉えられることがありますが、防災への取り組みはこれで終わりでは決してありません。

今も避難所運営協議会が順次立ち上がっている他、災害時の医療救護についても議論が交わされています。企業と災害時の応援協定を締結したり、避難の際に支援が必要な方への事前の計画作りなども行われています。自主防災組織は10団体が登録し、各団体がさまざまな防災への備えを進めています。

これらの取り組みは、町会・自治会の会合の場などで詳しくご紹介していますので、ぜひお問い合わせください。

近い将来、発生が危惧されている首都直下地震に備え、何をしておくべきなのか、3月11日にあらためて考えてみませんか。
問合せ 防災防犯課 ☎ 497・1847、清瀬消防署 ☎ 491・0119